

第552回 海務協議会

(1) 日 時：平成30年9月12日（水）13：30～

(2) 場 所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議 題：

1. 「10月期取締強化期間」への協力依頼と情報提供依頼について
監視部：豊嶋次長
2. 「平成29年度関税一部改正」にかかる施行日について
監視部：後藤田上席監視官
3. 各種手続関係周知について
監視部：木村統括監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成30年11月15日（木） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

平成29年度関税一部改正について(旅客・乗組員情報)

区分	制度	報告者	項目	現行	拡充後
入国	報告義務	機長 又は 船長	報告対象	外国貿易船、特殊船舶(例:クルーズ船)、外国貿易機及び特殊航空機(例:ビジネスジェット)	—
			報告時期	[航空機] ・入港90分前 ・入港30分前(航行時間が1時間以上2時間未満の場合) ・入港する時(航行時間が1時間未満の場合) [船舶] ・入港2時間前 ・入港まで(省令で定める、本邦以外の地域から本邦の地域に入港する場合)	[航空機](政令) ・直前の出発空港を出港した時から30分を経過する時まで (特殊航空機のうち、ビジネスジェット・プライベートジェットは現行の報告時期を維持(施行規則)) 【平成29年6月施行】 [船舶] ・変更なし
			報告方法	書面又はNACCS	原則NACCS(法律) 【平成30年度施行】
			報告内容	[旅客]氏名、国籍、生年月日、性別(航空機のみ)、旅券番号、出発地、最終目的地 [乗組員]氏名、国籍、生年月日、性別(航空機のみ)及び旅券番号(船舶の場合は乗員手帳の番号及び職名)	—
出国	報告の求め	機長 又は 船長	報告対象	外国貿易船又は外国貿易機のみ	【新設】特殊船舶又は特殊航空機を報告対象とする(法律) 【平成29年6月施行】
			報告時期	報告を求めた後(出港時)	—
			報告方法	[外国貿易船]書面 [外国貿易機]書面又はNACCS	原則NACCS(法律) 【平成30年度施行】
			報告内容	[旅客]氏名、国籍、生年月日、性別(航空機のみ)、旅券番号、出発地、最終目的地 [乗組員]氏名、国籍、生年月日、性別(航空機のみ)及び旅券番号(船舶の場合は乗員手帳の番号及び職名)	—

「不用船用品」の取扱いについて

最近あった事例として「不用船用品」の税関監視窓口での取扱いについてお知らせします。

- ・ E業者が、日本籍外国貿易船からクレーンを陸揚げし、大棧橋にある監視部窓口にマニュアル申告しました。申告価格は45万円でした。
- ・ 当該クレーンは内貨船用品として積み込まれたものであり、積込んだ際の内貨船用品積込承認書（写）も添付されていました。
- ・ 検査したところ日本製であることが確認されたが、申告価格が旅具通関範囲である20万円を超えているため、業務通関依頼をするかどうか検討した。

結果）本事案は、価格は旅具通関扱い範囲を超えているものの、内国貨物であることを書類で確認できたため、不用船用品取卸申告として受理する。

○税関様式

「不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書」（税関様式C第5375号）

○関税法基本通達

67-4-9（旅具通関扱いをする輸入貨物）

- (3) 船舶又は航空機の資格内変の残存船（機）用品で、課税価格が20万円程度を超えないもの
- (4) 不用船（機）用品で、課税価格が20万円程度を超えないもの

67-4-13（不用船（機）用品の取扱い）

船（機）用品を船舶又は航空機において使用しなくなったこと等の理由により国内に引き取る場合で船用品積込承認書等により内国貨物であることが確認されないものについては、輸入手続きをさせる。ただし、備品については、明らかに外国において積み込んだものであって、かつ、輸入手続き未済のものと確認されるものに限り、輸入手続きをさせる。

なお、内国貨物のうち、本邦籍の船舶又は航空機から引き取られるものであって、船用品積込承認書等により内国消費税免税扱いで積み込まれたことが明らかなものについては、その免除された内国消費税を徴収することとなるので留意する。

（以上）

「不開港への出入」の取扱いについて

最近あった事例として外国貿易船の「不開港への出入」の税関監視窓での取扱いについてお知らせします。

・あらかじめ、船舶代理店 A から、下記内容に関する相談を受けた。

- ①東京湾内の岸壁で作業するための台船を積載した船舶の入港予定がある。
- ②この船舶が積載した台船はとても大きく、接岸してからの荷役が困難。
- ③東京又は千葉港の港域外で台船を降ろし、曳船で湾内の B 港に曳航する。
- ④台船を降ろした船舶は東京湾内の港湾に入港することなく外地向け出港。

・この場合の税関手続きについて教えていただきたい。

結果) 本事案における手続きについては下記の通り。

- ①外国貨物の取り卸しを目的として不開港に入港するため、不開港出入許可手数料の納付と許可が必要となる。
- ③船舶代理店には、申請及び手続き等を行うにあたり、外国貨物の通関手続きを行う B 港を管轄する税関官署で行うことが望ましいが、京浜港及び千葉港に所在する税関官署において同船の情報を共有し、手数料の納付や手続き等は、どの官署でも受け付け可能であることを伝えた。

○関税法等

法第 20 条「不開港の出入」、法第 100 条「手数料」

○関税法基本通達

20-6 (不開港の出入の手続)

- (1)「不開港出入許可申請書」(税関様式 C-2100)を使用し、貨物、旅客、乗組員に関する書類を添付する。
- (2)不開港出入許可をした税関官署と、不開港を所管する税関官署が違う場合、所管する税関官署に連絡する。
- (3)不開港に出入する船舶が外国の船舶である場合、税関の出入許可のほか、船舶法上の特許又は許可(国交省)が必要となることに留意する。
- (4)出港手続きは要しない。

(以上)